

別添

令和8年度環境放射能サンプリング調査試料分析業務仕様書

1 業務名

令和8年度環境放射能サンプリング調査試料分析業務（以下「本業務」という。）

2 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺で採取した農産物、植物及び大気浮遊じんの放射能分析を行う。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年2月5日（金）まで

4 分析対象試料、試料数量、採取時期

(1) 分析対象核種

α線スペクトロメトリー：ウラン238、ウラン235及びウラン234

ICP質量分析法：ウラン238

(2) 分析試料及び試料数

試料	採取場所	採取回数	試料数	採取時期
米	加谷	1	1	令和8年9月～11月
	小河内	1	1	
杉葉	栗祖	2	2	令和8年7月頃、11月頃
大気浮遊じん	木地山	3	3	令和8年7月頃、9月頃、11月頃
	合計		7	

5 分析方法

受注者は、以下の方法により各試料について前処理、分離・精製及び測定を実施すること。

試料	(参考) 試料採取方法 ¹⁾	前処理	分離・精製	測定法
米 杉葉	選定した地点で 試料採取 ¹⁾	450℃灰化後、 0.35mm以下 ¹⁾ 硝酸浸出 ²⁾	TBP抽出法 ²⁾	α線スペクトロ メトリー ²⁾
大気浮遊じん (ろ紙)	同上	450℃灰化 ²⁾ 硝酸浸出 ²⁾	—	ICP質量分析法 ²⁾

1) 「環境試料採取法」（文部科学省放射能測定法シリーズ16）に準ずる。

2) 「ウラン分析法」（文部科学省放射能測定法シリーズ14）に準ずる。

6 試料の受領

発注者から送付される試料を受領すること。

7 業務計画書

受注者は速やかに、業務内容、作業工程、業務実施体制等を記載した業務計画書を鳥取県危機管理部原子力安全対策課に1部提出すること。

8 分析結果報告書の提出

(1) 内容

試料の一覧、分析項目、分析方法、分析結果、測定機器名、参考資料等

(2) 提出物及び数量

分析結果のデータを収めた電子データ 1部

※各試料の分析結果については、結果がまとまり次第、速やかに電子メール等により、(4)の提出先に報告(速報)すること。

(3) 提出期限

令和9年2月5日(金)

(4) 提出先

ア 鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県危機管理部原子力安全対策課

(genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp)

イ 鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷526-1 鳥取県危機管理部・生活環境部原子力環境センター

(genshiryoku-kankyo@pref.tottori.lg.jp)

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 完了報告及び検査

(1) 受注者は、本業務を完了したときは、10日以内に業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を適正と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

11 委託料の支払

(1) 受注者は、委託料を請求する場合は、10(3)の通知を受けた後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

(2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

12 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

13 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに12の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

14 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。